

18 世紀小説における父子対立の構造

ーレチフ・ド・ラ・ブルトンヌの自伝的作品の分析ー

大場 静枝

はじめに

18 世紀を通して、急速な社会・経済的な発展が「家族」をめぐる環境に大きな変化をもたらした。家族の絆、なかでも父親と息子の関係に新しい局面が開かれようとしていた。「父性」はもはや「権威」を意味する言葉ではなく、「寛大」や「愛情」といった概念と結びついた、新しい言葉へと変化しつつあった。「変容する父のイメージ」は社会・経済的な面から哲学、思想、芸術に到るまで、当時のあらゆる領域で取り上げられたりが、とりわけ文学にはダニエル・ロッシュの言う「父性の文学²⁾」 *la littérature de la paternité* をもたらすことになった。

この時代、「父」の表象は多くの文学作品でさまざまに描き出されたが、とりわけ父と子の対立を通して鮮明に浮かび上がっている。ところで文学作品における父子の対立は、その多くが息子の「恋愛」あるいは「結婚」を原因としている。例えば、レチフ・ド・ラ・ブルトンヌは『父の呪い』やこの作品を部分的に劇作に仕立て直した『国民の偏見』で、主人公のデュリスがイギリス嫌いの父の反対を押し切って、イギリス娘のアンリエットと駆け落ち結婚をし、父の逆鱗に触れる様を描出している。同様に、ディドロはその市民劇『一家の父』のなかで、サン・タルバンが父の意に背いて、ソフィーという名もなく、身寄りもない、貧しい女性との結婚を望んだことから起こる父子対立の場面を描き出した。アベ・プレヴォーもまた『マノン・レスコー』において、マノンへの愛を断ち切れないシュヴァリエが父と対立する、その光景を情緒豊かに表現している。

変容する父のイメージに連動するように現れた「不釣り合いな結婚のドラマ」は、以上のように文学的主題として広く取り上げられたが、これはレチフ・ド・ラ・ブルトンヌにあっては、単に文学的なテーマという枠に止まるものではなかった。常に自己と家族を見つめ作品を書き続けたレチフは、この問題に真正面から取り組み、父子の対立というモチーフを通して父子関係の本質を浮かび上がらせようとした。

本論は、レチフの自伝的作品である『国民の偏見』、『父の呪い』及び『父の生涯』を中心的なテキストに据え、同時代の作品も視野に入れながら、定型的な父子の対立を「息子の出立」及び「恋人の存在」の二つの観点から分析し、最終的に 18 世紀の小説に描かれる父子対立の根源を明らかにする試みである。そのため家族関係の中でも特に父と息子で形成される親子関係に注目し、「父の呪い」に到るまでの父子の葛藤とその中で表現される父子の対立を、背景にある社会的事象に目を向けつつ考察する。

父子対立の社会的背景

16 世紀以後、絶えず行われた父権の強化が「一種の家族君主制³⁾」を作り上げ、その頂点に父親を据えた。その結果、妻と子供たちは一家の父の下に厳重に束縛されることになった。妻は法的には無能力者として扱われ、子どもたちは長く被後見人の立場から逃れることができなかった。ジャン＝ルイ・フランドランに拠れば、父権は子ども、孫、そしてその他の子孫の人心と財産にまで及んでおり、このような父親の権利は成文法が適用されていた地域では、父親が自ら解放してやるか、あるいは子どもの方が司祭や裁判長、検事といった極めて高位の職についたとき以外は、父親が生きている限りすべての子どもに終生課せられていた⁴⁾。その格好の例として挙げられるのが、モーリス・ドーマが研究したボワゾ家やデーヌ家、あるいはデ克蘭家ケースだろう。デ克蘭男爵は息子ロドリグが 30 歳を過ぎても身を固めさせようとはせず、息子を自らの支配下に置いておいた。またクロード・ボワゾが 1721 年に 89 歳で亡くなったとき、二人の息子は 68 歳と 67 歳であったが、共に独身のまま、父の家に縛り付けられていた。ボワゾ家の長男はその訴訟事実の覚書⁵⁾の中で自嘲気

味に次のように述べている。「60歳を過ぎた二人の息子は結婚もせず、父の後見から解放もされず、父の家で暮し、その食卓に与り、事細かなしきたりの中でも最も迷信的なものの遵守にいたるまで父権の命ずるところに屈しなければならなかった⁶⁾」と。

このボワゾ家の例は、確かに極端なケースだと言えるだろう。しかし、17世紀および18世紀における男性の平均婚姻年齢が27～28歳だったことを考慮すれば⁷⁾、20代、30代で身を固めることもできず、家産の分配を得て独立することもできない、部屋住みの若者がかなりの数に上っていたことは想像に難くないだろう。彼らに常につきまとっていた「独身」と「経済的困難」という二つの問題が、成人に達しても、彼らを父の家に縛り付けていた。「一家の父」という新たな役割を担うべき年齢に達した多くの息子たちは、こうした状況の中でフラストレーションを溜め、どこかに活路を見出そうともがき苦しんでいた。しかし、父の絶対的な権威を前にして、当時の息子たちが取り得た選択肢はわずかに二つしかなかった。「従順」か「反抗」か、そのどちらかしかなかったのである。そして、息子が「反抗」という手段を選んだとき、父子の間には避けがたい対立が引き起こされる。裁判記録などから推測するに、この時代、息子の反抗は一般的には「放蕩」*dérangement*、「出奔」*fougue*、「不釣り合いな結婚」*mésalliance* という形で表出していたようである。

一方、こうした専制的な父親像に二重写しされる形で、私たちは新しいタイプの父親像が立ち現れるのを見ることになる。新世代の父親像は、18世紀の前半にはまだおぼろげな姿でしかその存在を現してはいなかったが、ブルジョワが勢力範囲を拡大し、その価値観を確立するのに伴って、世紀の中葉には、より明確な形を提示するようになる。「慈父」として描かれる父は「家」のために家族に君臨する権威主義的な家長ではなく、家族を守り、その仕合せのために身を砕く者となる。時にその権威を行使することがあっても、それはあくまでも子の将来や仕合せ、家族の安楽を考えてのことである。こうしたブルジョワ的な父親像を体現しているのが、後にラヴォワジエ夫人となるマリ＝アンヌ・ポールズの父、ジャック・ポールズだと言えよう。ポールズは時の財務総監である伯父のテレ師の不興を買うことを覚悟の上で、彼が娘マリ・アンヌに持ってきたダメルヴァル伯爵との縁談を断っている。ポールズがテレ師に宛

てた断りの手紙が今も残っているが、その中でポールズは「娘はあの方に断固とした嫌悪感を抱いております。ですから私は娘にこの話を無理強いすることなどできません⁸⁾」と書いている。

以上の史実から、この時代には二つの価値観—キリスト教的道徳に基づいた既成の価値観とブルジョワが打ち立てた新しい価値観⁹⁾—が共存していたことが分かる。そしてこの共存が社会に「混淆と混乱¹⁰⁾」 *la confusion et le dérangement* をもたらしていたことが、既に 1727 年にはイエズス会士ジャン・クロワゼによって観察されている。そして、新旧の価値観の「混淆と混乱」の様は当時の文学においても明確に表現されている。つまり、文学には変容に曝された父親像と家族の姿が、新旧ない交ぜになった形で描かれているのである。そして、これは主に娯楽的な要素の強い小説や市民劇の中で見られたが、その多くが「不釣り合いな結婚」に起因する父子対立に還元される傾向があった。

文学における父子対立の定型

次に、この時代の文学作品にしばしば描かれる「不釣り合いな結婚」に起因する父子対立について考えてみたい。まず、レチフ・ド・ラ・ブルトンスの『国民の偏見』の中の父子対立の形を見てみよう。

ダンジュリエ夫人（おずおずと）「彼が来ています」

デュリス父「誰だ。誰が来ているのだ」

ダンジュリエ夫人「不仕合わせなお兄様です」

デュリス父（厳しい調子で）「従順な者か、反抗する者か」

（中略）

デュリス父（威厳のある様子で振り返り、立ち上がらず）「お前か。お前は私の息子か、それともイギリス女の夫か」

デュリス息子（平伏して）「ああ、父上、お許してください」

（中略）

デュリス父（繰り返す）「お前は私の息子か、それともイギリス女の夫か」

デュリス息子（きっぱりと、しかし謙虚な様子で）「両方です、父上」

デュリス父（決然として、目をそむけながら）「どちらかを選ぶのだ」¹¹⁾

これは、「駆け落ち結婚」をした息子デュリスが妻と帰郷し、父の許しを得ようとその面前に現れたとき、父と息子の間で交わされた会話の場面である。ここで、息子は父の「どちらかを選ぶのだ」という命令に従って妻と別れるか、あるいは反抗して、自らの意志を貫き通すかの二者択一を迫られている。しかも息子は、自分が提示した「息子であり、夫である」という第三の道が決然とした態度を示す父親によって完全に否定され、進退窮まった状態に追い込まれている。そして、この緊張をはらんだ二者択一の場面はすぐさま次の引用にある「父の呪い」の場面へと続き、父子関係は決定的な局面を迎える。

デュリス息子「父上、私が貴方の息子であるのと同様、彼女は私の妻なのです」

デュリス父（嫌悪もあらわに）「いや、お前はもはや私の息子ではない。私はお前を呪う……出てゆけ、親不孝者め。もはやお前のことなど知らぬ」¹²⁾

こうした従順か反抗かの二者択一を迫られる息子とそれに続く「父の呪い」の場面が当時の文学における父子対立の定型を成しているのであるが、この形は、例えば『マノン・レスコー』における「リュクサンブール庭園の決別」の場面にも見られる。マノンを助けに行かなければならないシュヴァリエに対し、父は恋人を選ぶか父親を選ぶかの二者択一を迫り¹³⁾、息子が自分に従わないと知ると、すかさず呪いと決別の言葉¹⁴⁾を息子に投げつける。ディドロの『一家の父』でもやはり父親は呪いに至る直前に、サン・タルバンに対しソフィーとの結婚を思い止まるようにと命令している¹⁵⁾。

ここで父子対立の定型を簡単にまとめてみよう。第一に、父子間の対立の原因は常に息子の「恋愛」ないし「結婚」に求められ、その「恋愛」や「結婚」は父親の強硬な反対を引き起こすほどに「不釣り合い」なものか「不都合」なものでもなくてはならない。これが前提条件となる。第二に、父親の反対を百も承知の上で自我を押し通した息子は、次の局面で、父親に「恋人」あるいは「妻」

を認めてもらおうと懇願する。しかしその懇願は聞き入れられず、父は「呪い」を発して息子を勘当し、父子の対立は息子の追放でひとまず幕が引かれる。これが文学の中で見られる父子対立の定型であるが、ここで前提条件となる「不釣り合いな結婚」についてもう一度考えてみたい。

まず当時の息子たちが置かれていた状況であるが、レチフはその登場人物である従順な息子の口を通して、父親の支配下にあった彼らの立場を的確に表現している。

私たちは、私たちの父親と一体であるべきなのです。だから、私たちは父親が私たちを父権から解放し、「私とは別の、一人前の男になりなさい」と私たちに命じるまでは、父の意志と異なる意志を持つことはできません¹⁶⁾。

「私たちは、私たちの父親と一体であるべきなのです」、あるいは「父権から解放されるまでは、父の意志と異なる意志を持つことはできません」というこれらの言葉が表現しているのは、父権の下で子供たちが嚴重に束縛され、長く被後見人の立場から逃れることができなかったという苛酷な状況である。この時代、息子たちが父権から解放されるには、結婚によって一家を構える必要があったが、結婚自体が彼らの自由になる事柄ではなかった。次の引用が、当時の息子たち、特に貴族や大ブルジョワなど特権階級の息子たちの結婚事情をはっきりと映して出しているといえる。

貴族の家柄では、自由に結婚するわけにはいかないのだ。長男でなければ、結婚について考えるのは、身を立ててから、あるいは少なくとも名声を勝ち得てからでなければならない。そのときが来たら、身を貶めることなく、結婚するのだ¹⁷⁾。

そもそも特権階級における結婚とは「個人」の問題ではなく、「家」の問題であった。従って、その時期にしても、相手にしても、本人の自由になる事柄ではない。結婚は、二宮宏之氏の言うところの「財産の面でも、社会的地位の面

でも、ある集団をいっそう盛り立てるものともなり、それを破滅の途に追いやることもできる重大な事件¹⁸⁾であったので、「恋愛結婚」や「不釣り合いな結婚」は「家」や「家族集団」に対する裏切りであり、道徳的にも許されざる行為であった。

だからこそ『父の生涯』の中でピエールは、都会で愛する人を見つけた息子をすぐさま田舎へ呼び戻し、息子に家柄結婚を強要したのである。

息子よ、私はお前を結婚させるために呼び戻したのだ。お前には、都会の不実で墮落した浮気女の代わりに、夫を慈しむことしか知らない貞淑な娘をやろう。お前のほうはフォンタンジュの髪飾りをつけた美しい娘が好みだろうが、私はお前がそんなものにうつつを抜かすことを許すつもりはない。まして、お前からは如何なる反対も受けたくはない。さもなくば、私は呪いを発する用意がある。(中略) 私に従うこと、それこそがお前が最初に考えなければいけないことだ。(中略) 私がこんな風にお前に話しているのは、お前がまだ私がお前の嫁と決めた女に会っていないからだ。これは小父さんの好意によるもので、私への友情から、まだお前が彼に相応しいかどうか知る前に、お前を婿に認めてくれたのだ¹⁹⁾。

ここで息子であるエドムは父親から呪いを盾に、恋人を諦めること、父権に従うこと、地縁と利益によって決められた、見知らぬ女性との縁組を受け入れることを強要されている。この場面でもやはり息子は「恋人」か「父親」かの二者択一を迫られているが、「恋人」と「父親」(＝父親に「従順」であること)との両方を選び取ることは許されていない。この息子が直面するジレンマは、社会通念として一般に認知されていた当時の結婚観に由来している。

つまり、一般にはモンテーニュ流に「良い結婚とは、それが存在するとすれば、恋愛が伴うことを好しとせず、恋愛を成立させる条件とは相容れない²⁰⁾」と考えるのが普通であった。時代は少し遡るが、同様の考え方を裏付けるものとして、ルイ13世時代の貴族アンリ・ド・カンピオンの証言がある。彼はその『回想録』の中で、旧体制下のフランスの一般的な結婚観について次のように述べている。曰く、「愛によって結婚する者は多くは非難されますが、その結

末はおおかた不幸なものでしたから、その非難は当を得ていました。一方、利益のために結婚する者は、その満足がたいいは表面的なものでしかないとしても、一般に世間からは認められていました²¹⁾と。

つまるところ当時の結婚観では、「利益」よりも「愛」を優先させる結びつきは当然批難を受けるべきものだと考えられており、反面、「利益」のみを考慮して行われた結婚がどんなに不幸な結果を招こうとも、世間的には認知されていたということである。若者にとって結婚は、常に「愛」か「利益」かの選択を迫られる事柄であり、前述の父子対立の場面のように、その両方を得るという第三の道は閉ざされているのである。レチフはその作品の中で、こうした選択の場面を数多く描写している。例えば『父親学校』のジョルジュは、同様の選択を前にジレンマに陥った一人であった。ジョルジュは逡巡の果てに、「結婚においては、従順は愛に優るものだ²²⁾」と思い至り、父の意向に従ってジャネットへの愛を諦め、多くの持参金を持つペレットとの「家柄結婚」を受け入れる。こうした結婚観は『父の生涯』の中でもはっきりと表れている。ピエールは、息子を自分の選んだ娘と娶わせるため、息子に自身の結婚の経緯を語って聞かせるが、それは次のようなものであった。

母方から、お前はこの地方でも最も良い家柄を受け継いでいるのだ。そのために、私はお前の母さんを望んだのだ。母さんの方は、私の父、私の立派で敬愛する父が尊敬すべきものにしてくれた私の家名のために、私を気に入ってくれたのだ²³⁾。

このように、愛よりも利益を優先させる「家柄結婚」が当たり前であった時代、冒頭の『国民の偏見』のデュリスのように呪われる息子は、二つの大きな過ちを犯していることが分かる。まず一つは、父権の下にあるにもかかわらず、結婚相手を自ら選ぶという越権行為、すなわち父権の蹂躪をしたこと²⁴⁾であり、もう一つはその選択が「利益」ではなく「愛」に基づいていたために、家族を裏切ってしまったということ²⁵⁾である。過ちを犯しても、父から呪いを発せられる前の二者択一の場面で、息子が『父の生涯』のエドムのように再び「家族」に忠実な息子に戻れば、その対立は解消される。しかしながら、息子があ

くまでも我を通し、自らの選択に固執する場合、必然的に彼は父親から勘当され、呪われる息子にならざるを得なくなるのである。

「出立」の問題

では「反抗的な息子」の烙印を押され、父から呪われる息子たちとその父親たちの間にはどのような問題が横たわっているのだろうか。二人のデュリスやシュヴァリエ、サン・タルバンのように、父親から呪われる息子たちにはいくつかの共通点がある。第一に、彼らは決して元から「反抗的な息子」ではなかった。こうした青年たちに共通しているのは、彼らがまだ若く、純粋で、素直であったということである。そして、彼らがその善き性質のために、親から愛され、家族の期待を背負った息子であったということである。例えば、レチフの『国民の偏見』において、「反抗」という罪を犯した息子は兄弟のうちで最も父からかわいがられ、愛されていた息子であった。

とりわけ、お前たちのお父様がかわいがり、その高潔な性格による公平さがなければ、えこひいきとなってしまったかもしれない子ども（不在の息子）がいました。不在のその息子は長男ではありませんが、お父様に生き写しなのです…²⁶⁾

跡取り息子として、あるいは父から最もかわいがられた息子として、親の期待を背負った子どもたちは遊学や修業のために家を離れ、町へと送り出されることになる。これが第二の共通点である。シュヴァリエは親元を離れ、都会で学業に従事しており、『国民の偏見』のデュリスはパリで軍職に就いたばかりであった。『父の生涯』のエドムの場合も同様に、経験を積むためにパリへと修業に行かされる。修業を目的に、あるいは出世を期待されて、家を離れ都会に向かった息子たちを待ち受けるのは「自由」である。この点について、レチフの父エドムは、以下の引用のように、「パリでは人はここよりもずっと自由なのだ」、「パリでは人は平等の香りをかぐことができる」と語っている。

反対に、パリでは人はここよりもずっと自由なのだ。主は一人しかいない。その主が万人の主となるのだ。特権貴族の公爵様が泥をはねかけたら、瞬時にやり返せばいいのだ。それがかの大都会における自由の大いなる、素晴らしき作用なのだ。そしてあの大都会では、人は国家の壮麗さだけに目がいくのではない。あそこでは、人類が有益な空気を吸い、平等の香りをかぐことができるのだ²⁷⁾。

父の家から出るということは、一人暮らしをし、半ば自立した状態に置かれるという以上に、こうした「自由」を獲得することを意味している。ここで語られている「自由」とは、己が己の主人となることを可能にしてくれるものである。『父の呪い』のデュリスが、パリに到着して早々、家族に書き送った二通の手紙の中に、この自由を前にした彼の「戸惑い」と「解放感」という相矛盾する感情が見て取れる。一通目は父親に宛てて、二通目はその10日後に、妹に宛てて書かれている。

尊敬するお父様、

この大都会にやって来て、僕が最初に考えたのは、お父さんに僕の敬意を表することです。何という場所でしょう。膨大な数の人間と家並み！僕の頭はぐるぐると回っていて、自分が誰なのかも分からなくなっています²⁸⁾。

親愛なる友よ！君に心を開いて話せないことなどあるものか。でも僕は、僕の手紙が君以外の者の手に渡ることを恐れてもいる。この場所は、僕にとってなくてはならないものとなった。ここで僕は何にもまして僕が好む幸福、つまり自由を享受している。自由なしの人生なんて、いったい何になるというのだ²⁹⁾。

父と妹に当てた二通の手紙の調子が、わずか10日の間にガラリと変わっている。この調子の変化から、デュリスが自分は何者かも分からなくなるような驚きや戸惑いが収まるや、自由を謳歌し始めたことが分かる。やがてデュリスは彼自身が魅力的だと評するパリの女性たちにその関心を向けていきさえする。

『国民の偏見』のデュリスもまた、忠実な友ロゾリスに言わせると、パリに到着して早々は、その情熱、若さ、未熟さ、快樂への渴望のよって極めて危うい状況に置かれていた。『父の生涯』のエドムが語る「大都会特有の自由」、つまり「己が己の主人であることを感じられる自由」をこの二人のデュリスに当てはめてみる時、それはまさに父権からの解放感だと表現して良いだろう。そしてその自由は恋愛において、最も強く感じられたに違いない。恋愛が抑圧されていた時代においてはなおさら、まだ大人になりきっていない青年にとって、そこに自由の息吹を感じるのは当然のことであったようにも思われる。

ところで、息子の別居は父親と息子を物理的に引き離すだけではなく、この両者を精神的にも大きく引き離してしまう。そのことは、息子の浮かれ調子を諷めるため『父の呪い』の父親が書いた、次のような手厳しい手紙の中にはっきりと見て取れる。とりわけ「大人の男になりなさい」という言葉に、父親の気持ちが要約されていると言っても過言ではないだろう。

大人の男になりなさい。お前は20歳になったのだから。私はお前の歳で既に結婚していた。だが、未だにお前に必要なのは、むしろ教師であって、女性ではない³⁰⁾。

父親は息子が家を出て修業をし、その経験を通して大人になることを望んでいる。従って、ここでいう父と子の間の精神的な隔たりとは、つまり、父親にとって息子の自立があくまでも試験的なものであるのに対し、息子にとっては、それがかりそめのものであっても、父権からの解放に他ならないという、両者の見解の相違のことである。次の二つの引用は、親子の間の隔たりを最も良く表現していると言えるだろう。まずは、『国民の偏見』のデュリスが結婚後、初めて母に会ったときの彼の言葉に耳を傾けてみよう。

デュリス息子（気高く、立ち上がって）：そのようなことを望んでいるのではありません。しかしながら、父上と母上が私の心に刻みつけた、名誉に対する私の信条が、今日、父上と母上に反抗する私を支えてくれるのです。（中略）私は大人の男として、私を生んでくださった尊敬すべき女性

に話をしているのです³¹⁾。

デュリスは自らが語るその言葉を通して、自分が意識の上で既に一人前の男であり、大人の男として母親に話をしているのだとはっきりと示している。しかしながら、父はそのデュリスを決して一人前の男とは見ていない。

お前たちの反抗的な兄弟の結婚ほどに不都合な結婚は決してないだろう。社会的地位もなく、軍職に就いたばかりで、あれは結婚を望んでいる！…あれは妻を養い、子を育てることができるのかどうか、果たして分かっているのか？…（中略）お前たちの兄弟は自由気ままに結婚するに値するようなことを何かしたか。どこにあれの財産があるというのだ。ありはしない。社会的地位もなく、個人の名声もないのに、お前たちの兄弟は結婚したいと言う…³²⁾

父親の側から見ると、軍職に就いたばかりで出世もしていなければ、名声もない、年若く、財産など何も持たない次男坊のデュリスは、個人的にも、社会通念の上でも、結婚する立場にはないのである。青年と大人の中間に位置する、jeune adulte（成年に達したばかりの若者たち）と呼ばれる、こうした若者たちと大人たちとの間のズレは、若者たちにとってはジレンマの元であり、それが反抗へと彼らを導いていくことになる。大都会へ送り出されたことで得た行動の自由と精神的な自由、この二つの自由がjeune adulteという曖昧な立場にある息子たちに、父権から解放されたような一種の錯覚を覚えさせ、彼らを「恋愛」へ、ひいては「恋愛結婚」へと向かわせることになるのである。

父権の継承

さて、息子の恋愛や結婚が原因となって引き起こされる父子対立の構図の中で、しばしば第一の要因として挙げられるのが「恋人」という名の第三者の存在である。彼女は従順な息子を、情熱にかられた反抗的な青年へと変えてしまう力を持っている。例えば『国民の偏見』のデュリスは従順な若者であったが、

苦境にあったアンリエットを救い出すために、親の反対を押し切って駆け落ち結婚までやってのける。また、美德を何よりも重んじる青年であったシュヴァリエにしても、マノンのためならば悪事に手を染めることさえも厭わない。では、なぜ「恋人」にはこれほどの影響力が備わっているのだろうか。恋愛がこの時代の多くの小説、戯曲の主題の一つであったことを考慮すれば、単純に全てを「愛」に帰着させ、恋人が主人公に対して持つ影響力も愛のなせる業だと考えることも可能だろう。しかしながら、「恋愛」という問題をひとまず脇へ置き、「恋人」の存在を父子の対立という枠組みの中で捉え直してみると、実はこの「恋人」が別の役割を担う存在であったことが見えてくる。

父子の間に対立を起させる「恋人」は、母の地位を継承する者として存在していると考えられる。一例を挙げてみよう。『一家の父』には、主人公が父親に恋人との結婚を許してもらおうと言葉を尽くして懇願している場面があるが、そこでサン・タルバンはソフィーを亡き母に喩えて、自分と恋人の関係が父母の関係と同じものだと主張している³³⁾。同様に、『マノン・レスコー』においても、この懇願の場面が繰り広げられる。シュヴァリエはやはり亡き母親を引き合いに出して、自分の恋人に対する愛と父親の母親に対する愛を同列に置いている³⁴⁾。これは息子が恋人に、母親が担っていた役割、つまり父の妻であるという役割を付与していると解釈できる。そして、それは同時に父に対しても息子が彼と同じ立場であることを認識させるものである。恋人と母親を同列に置くという構図は、しかしながら、この二作においては母親との比較という消極的な形を取っている。それが『国民の偏見』になると、受胎という既成事実で表現され、より明確な形を取ることになる。

彼女は私の妻です。彼女は既にその胎内に、私の名誉の、信念の、愛情の、永遠なる忠誠のしるしである子どもを宿しているのです³⁵⁾。

このように、物語の冒頭ですぐさまデュリスの口を通してアンリエットの妊娠が明らかにされる。これは、デュリスの子どもを宿したアンリエットが、それだけで既に母親の地位を継承していることを意味する。さらに母となったアンリエットによって、夫であるデュリスがその父と同じ立場、すなわち「父親」

になったことが示されることになるのである。だからこそ「父」となったデュリスは、一人前の男としての自信を得て、母親に対し、「私は大人の男として、私を生んでくださった尊敬すべき女性に話をしているのです」という言葉を発することができたのである。つまり「一人前の男」としての自覚と「父親」としての自覚が、デュリスにこの言葉を言わせたのだと解釈できるのである。

ところで、父子対立を描いた作品群はあるものが破局へ、あるものが大団円へと、正反対の結末につながっていくが、この違いを恋人がそれぞれ作り出している女性像の違いだと単純に結論づけることだけは避けなければならない。というのも、こうした作品群を注意深く読み進めると、実は、恋人である女性たちはその影響力の大きさに比べて、表舞台に登場する機会が極めて少ないことに気づかされるからである。このような観点から作品を眺めると、二種類の結末の違いには、恋人たちは直接関与していないのではないかとという疑問が出てくる。

ハッピーエンドで終わる『国民の偏見』と『一家の父』とにおいて、アンリエットもソフィーも共に息子の母親の一族に連なる者であることが発覚し、その美貌もさることながら素性と育ちの良さが一家の嫁として相応しいことが明らかになる。この点だけを見ると、ハッピーエンドには問題の女性の属性が大切な要素となっているように思われるが、それはあくまでも最後のどんでん返しに嬉しい驚きが一追加されるということに過ぎない。というのも、実際のところ、父親が息子を許す気になるのは、問題の女性の素性が明らかになる前のことだと思われるからである。例えばアンリエットもマノンと同様、えたいの知れない、貧しい、不道德な娘だと思われていた。しかしながら、次の局面で、父親はアンリエットに会う前から、彼女が美德を備えた女性であると思い始めるのである。このように恋人の実像が父親が息子の結婚を許す直接のきっかけとならない以上、アンリエットとマノンの運命を分かち原因を彼女たちだけに帰着させることはできない。

では父親は何に基づいて問題の女性を判断したのだろうか。実は、父親は息子を通してその女性を判断したのだと考えられる。結末が大団円になるか、破局になるかは、結局のところ恋人である女性の美質の問題だけではなく、父親が息子をどのように判断するかにかかっているのである。『国民の偏見』の父

親は、イギリスで戦死したと思っていた三男から届けられた一通の手紙をきっかけに、イギリスやイギリス人に対する偏見を捨て、次の言葉を口にする。

妻よ、あれには罪はあるが、墮落したのではない……結婚を望むことは、女性の美德の礎となるものだ。私の息子はそれを自分の妻に与えたのだ……あのイギリスの婦人は耐えた。彼女は息子を愛しているのだ。彼女は美德を備えている³⁶⁾。

次男の駆け落ち結婚という父と息子の対立の本質に何ら変わりはない。しかし、ここで父親は偏見から解放されることによって、息子への信頼を回復していることが分かる。駆け落ち結婚をしたことは罪であるが、それは墮落の証ではない。それどころか、アンリエットのような境遇にある女性に妻の座を差し出したことは、息子の名誉心と美德の表れなのだと思いますのである。そしてその息子が選り、妻に迎えた女性であれば、彼女もまた美德を備えた立派な女性であると、その女性に対する考えまで改めるのである。従って、父親が問題の女性を判断するための要件は、息子への信頼の回復であったと結論づけることができる。

息子への信頼の回復が、大団円の結末を持つ物語の父子対立を明確に説明するための主要素の一つだとすれば、結婚をめぐる父子の対立は直接の原因である「恋人の存在」の他に、その根底に別の問題を隠しているのだと考えられる。息子の結婚は社会的には「家」の問題であるが、親子関係においては実質的に息子を「父権から解放」し、「次世代の父親」を作ろうことを意味している。このように考えると、その結婚を父親から認められない『父の呪い』のデュリスやシュヴァリエの場合を親子関係の枠組みの中で読み直すとき、その父子対立の真の原因は「恋人」という名の第三者の存在ではなく、むしろ彼らの未熟さに求められるように思われる。つまり、彼らは未だ「次世代の父親」の役割を担うことができない不適格者として、「父権からの解放」を拒絶された息子たちだと解釈できるのである。一方、『国民の偏見』の息子デュリスは父母への反抗を「父上と母上が私の心に刻みつけた、名誉に対する私の信条」によるのだと主張し、父親に呪われ、勘当されても妻と別れることを考えない。娶っ

た女性を見捨てることほどに不名誉なことはないと我を通してしているのである。まさにその徹底さと責任感によって息子は自分が一人前の男であることを証明したのである。

以上のことから息子の結婚問題の陰には、父親の役割の継承という問題が隠れていることが分かる。当時の家族は「社会的な父性」の中にその支柱を据えていた。だからこそ「父親」という存在は個人の自覚だけではなく、集団全体の認知を必要としていたのである。これこそが「父親の役割」、つまり「父権」の継承に他ならないのである。そして「父権の継承」は父親から結婚を承認され、祝福されて始めて、父権の解放と共に息子に与えられるものである。『父の生涯』のピエールの言葉がまさにその点を明確に示唆している。エドムは愛する女性を諦め、父ピエールの命令に従って、父親が選んだ娘との結婚を受け入れる。ピエールは息子の犠牲的精神の中に、「家」と「家名」を守り伝えていくために必要な覚悟と責任感を認める。そして息子の結婚を祝福することで、息子が自分と対等の立場になったことをはっきりと示すのである。

ひとたび結婚すれば、お前は私の友となり、また私と対等の者となるのだ。今後、私たちはより愛情深いつながりによって、また互いに対するより寛大な心によってのみ父となり、息子となるのだ³⁷⁾。

まとめ

以上、レチフ・ド・ラ・ブルトンヌの自伝的作品である『国民の偏見』、『父の呪い』及び『父の生涯』を中心に、傍証として同時代の作品を参照しながら、文学作品の中で描かれている父子対立の根源を「父権の継承」に求め、分析した。この「父権の継承」の問題は父子対立のみならず、父子関係全体の中核的な要素であると考えられる。そしてこの問題をその作品の中で最も明確に表現したのが他ならぬレチフ・ド・ラ・ブルトンヌその人であった。

最後に、レチフ文学においては、父から結婚を祝福される息子たちは象徴的に父親と同じ道を歩んでいくことになる。息子たちは父親との葛藤の経験から自己を確立し、その上で自分が同一化するモデルを「父」の中に見出し、あら

ゆる意味で父権を継承していく。こうした息子たちに思いを馳せるとき、レチフの「子どもたちは父親の存在の延長である³⁸」という言葉が、大きな意味を持つものとして立ち現れてくるように思える。

— 註 —

- 1) Jean Claude Bonnet, « De la famille à la paternité », dans *l'Histoire des pères et de la paternité*, Paris, Larousse, 2000, p. 246.
- 2) Daniel Roche, l'introduction de la III^e partie « L'Aventure des Fils », *Histoire des pères et de la paternité*, Paris, Larousse, 2000, p. 242.
- 3) Pierre Petot, « La famille en France sous l'Ancien Régime » dans la *Sociologie comparée de la famille contemporaine*, Colloque du CNRS, 1955.『国民の偏見』の中にも同様の表現が見られる。レチフは一家の母の口を通して、次のように父親の権威について語っている。なお、下線は報告者によって付せられたものである。「Mes enfants, j'ai appris de mon Père et de ma Mère, qu'un Père était le monarque de sa Famille; qu'il ne pouvait à la vérité, y régner en Tyran, mais que le pouvoir était absolu entre ses mains...» (*La Prévention nationale*, Genève-Paris, Slatkine Reprints, 1988, p. 138).
- 4) Jean-Louis Flandrin, *Familles – Paternité, maison, sexualité dans l'ancienne société*, Paris, Editions du Seuil, 1984, p. 152.
- 5) この覚書は、ドゥー県の古文書館に所蔵されているブザンソン高等法院の訴訟事実覚書集に収められている。
- 6) 覚書 F1152 (Maurice Daumas dans *Le Syndrome des Grioux – La Relation père/fils au XVIII^e siècle*, Paris, Edition du Seuil, p. 17).
- 7) François Lebrun, *La Vie conjugale sous l'Ancien Régime*, Paris, Armand Colin, 2001, p. 31-32.
- 8) Eduard Grimaux, *Lavoisier 1743-1794*, Paris, Felix Alcan, 1896, p.36. (川島慶子『エミリー・デュ・シャトレとマリー・ラヴワジエー 18 世紀フランスのジェンダーと科学』, 東京大学出版会, 2005 年, p. 36-37).
- 9) この点については、主にベルンハルト・グレットウイゼン著『ブルジョワ精神の起源』の第二部「ブルジョワジーと教会の社会観」を参照した。(Bernard Groethuysen, « La Bourgeoisie et les conceptions sociales de l'église » des *Origines de l'esprit bourgeois en France*, Paris, Editions Gallimard, 1927, p. 165-295).
- 10) Jean Croiset, *Parallèle des mœurs de ce siècle et de la morale de Jésus Christ*, T.I, p.191. (Bernard Groethuysen, *Origines de l'esprit bourgeois en France*, Op. Cit., p. 286-287).
- 11) Rétif de la Bretonne, *La Prévention nationale*, Genève-Paris, Slatkine Reprints, 1988, p. 149-150.
- 12) *Ibid.*, p. 151.
- 13) 「私は宿へ帰る。後について来るのだ。」(Abbé Prévost, *Histoire du Chevalier des Grioux et de Manon Lescaut* dans les *Œuvres de Prévost*, éd. de Pierre Berthiaume et de Jean Sgard, Grenoble, Presses Universitaires de Grenoble, 1978, p. 429).
- 14) 「行け。行ってお前の身を減ばすがいい。二度とお前には会わないぞ。親不孝ものめ。」(*Ibid.*, p. 429).
- 15) 「お前の企てを諦めるのだ。私はそれを望む。いや、親がその子どもに対して持つあらゆる権威によって、私はお前にそれを命ずるのだ。」(Diderot, *Le Père de famille* dans les *Œuvres complètes*, Paris, Hermann, 1980, p. 232).
- 16) Rétif de la Bretonne, *La Prévention nationale*, Op. Cit., 1988, p. 141.

- 17) *Ibid.*, p. 133-134.
- 18) 二宮宏之, 「ある農村家族の肖像」, 『社会史研究』3, 日本エディタースクール出版部, 1983 年, p. 11
- 19) Rétif de la Bretonne, *La Vie de mon père*, Paris, Édition Garnier Frères, 1970, p. 53.
- 20) Michel de Montaigne, *Œuvres complètes de Michel de Montaigne, Les Essais*, Paris, Louis Cornard, 1927, T. V, p. 145.
- 21) Marc Fumaroli, *Memoires de Henri de Campion*, Paris, Mercure de France, 1990, p. 210.
- 22) Rétif de la Bretonne, *L'Ecole des pères*, Paris-Genève, Slatkine Reprints, 1988, T.I, p. 394.
- 23) Rétif de la Bretonne, *La Vie de mon père, Op. Cit.*, p. 56.
- 24) この点について, レチフは『国民の偏見』の中で, デュリスに次のような言葉を言わせている。「私は父から, 息子を意のままにする権利を奪ってはいけなかった。」(Rétif de la Bretonne, *La Prévention nationale Op. Cit.*, p. 37)
- 25) ジャン・ルイ・フランドランに拠ると, 一人の息子の不釣り合いな結婚は家名を傷つけるだけではなく, その結果, 未婚の姉妹たちの結婚の妨げともなるし, またその結婚が新たな収入をもたらさなかったがために, 姉妹の持参金を用意できなくなるということも生じせしめる。従って, 家父が子どもたちの結婚に関して持っていた権利は決して恣意的な特権ではなく, 理屈に叶った責任でもあった。
- 26) Rétif de la Bretonne, *La Prévention nationale Op. Cit.*, p. 34.
- 27) Rétif de la Bretonne, *La Vie de mon père*, Paris, *Op. Cit.*, p. 153.
- 28) Rétif de la Bretonne, *La Malédiction paternelle*, Genève-Paris, Slatkine Reprints, 1988, T.I, p. 9.
- 29) *Ibid.*, p. 10.
- 30) *Ibid.*, p. 11.
- 31) Rétif de la Bretonne, *La Prévention nationale, Op. Cit.*, p. 37.
- 32) *Ibid.*, p. 133-134.
- 33) 「お父様がお母様を望んだとき, 家族全員がお父様に反対して立ち上がったとき, お祖父様がお父様を「親不孝者」と呼び, お父様が心のうちでお祖父様のことを「冷酷な父よ」と呼んだとき, お二人のうちどちらが正しかったのでしょうか。お母様はソフィーと同じように, 徳高く美しかった。お母様は, ソフィーのように財産を持っていませんでした。お父様は, 僕がソフィーを愛しているように, お母様を愛していました。お父様, もしお母様がお父様から奪われたら, お父様は苦しまないでしょうか。僕だって同じように心を持っているのです」(Diderot, *Le Père de famille, Op. Cit.*, p. 232)
- 34) 「ああ, 母上のことを思い出してください。父上はあんなにも優しく母上を愛しておいででした。もし母上が父上の腕から引き離されたら, 父上はそれを我慢なさったのでしょうか。命を賭して母上をお守りなさったことでしょうか。誰だって, 父上と同じ心を持っているのです。一度でも愛や苦悩がどのようなものか, 身に覚えがある人なら, 野蛮人のようになるでしようか」(Abbé Prévost, *Histoire du Chevalier des Grieux et de Manon Lescaut, Op. Cit.*, p. 428-429)
- 35) Rétif de la Bretonne, *La Prévention nationale, Op. Cit.*, p. 27.
- 36) *Ibid.*, p. 166.
- 37) Rétif de la Bretonne, *La Vie de mon père, Op. Cit.*, p. 55.
- 38) *Ibid.*, p. 157.